

# 令和4年度 事業計画書

社会福祉法人 広島県福祉事業団



## 目 次

社会福祉法人 広島県福祉事業団指定管理施設及び自主事業一覧……………	1
社会福祉法人 広島県福祉事業団組織図 ……………	2
社会福祉法人 広島県福祉事業団事業計画 ……………	3
障害者リハビリテーションセンター事業計画 ……………	5
医療センター ……………	6
高次脳機能センター ……………	8
若草園 ……………	10
若草療育園 ……………	12
あけぼの ……………	14
スポーツ交流センター ……………	16
福山若草園事業計画 ……………	18
福山若草育成園 ……………	19
福山若草療育園 ……………	21
障害者療育支援センター事業計画 ……………	23
松陽寮 ……………	24
わかば療育園 ……………	26

広島県福祉事業団は、平成28年度から令和7年度までの第三期指定管理期間（10年間）において、医療センター（診療部門）1施設、医療型障害児入所施設（療養介護含む）4施設、医療型児童発達支援センター2施設（内1施設は入所施設に含む）、障害者支援施設2施設、身体障害者福祉センター1施設、計9施設の広島県立社会福祉施設を指定管理者として管理経営します。

さらに、自主事業として、短期入所事業、相談支援事業等を実施します。

## 【指定管理施設】

### ◇障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町田口）

◎医療センター	（診療部門）	入院160床
高次脳機能センター		入院 40床（再掲）
◎若草園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 62人
	（医療型児童発達支援センター）	通所 10人
◎若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 53人
◎あけぼの	（障害者支援施設）	入所 60人
		日中 80人
◎スポーツ交流センター	（身体障害者福祉センター）	

### ◇福山若草園（福山市水呑町）

◎福山若草育成園	（医療型児童発達支援センター）	通所 20人
◎福山若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 54人

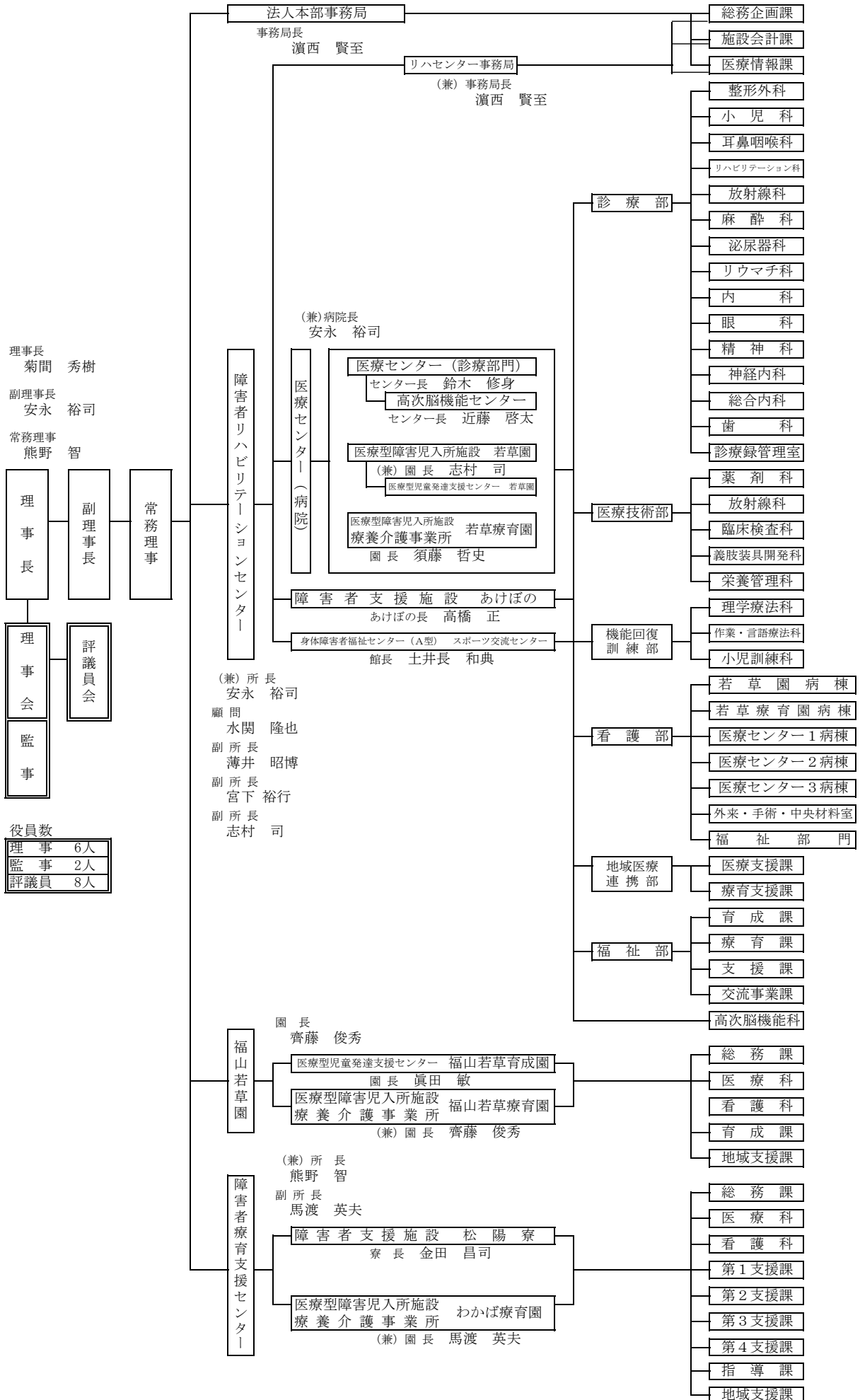
### ◇障害者療育支援センター（東広島市八本松町米満）

◎松陽寮	（障害者支援施設）	入所148人
		日中163人
◎わかば療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 50人

## 【自主事業】

◎若草園	○短期入所事業：空床型 4人	○放課後等デイサービス事業：定員 10人
◎若草療育園	○短期入所事業：併設型 5人	
◎あけぼの	○短期入所事業：併設型 5人	○相談支援事業（一般・特定）
◎福山若草育成園	○放課後等デイサービス事業：定員 10人	
◎福山若草療育園	○短期入所事業：併設型 6人	○生活介護事業：定員 10人
	○相談支援事業（特定）	
◎松陽寮	○短期入所事業：空床型 12人	○相談支援事業（一般・特定）
◎わかば療育園	○短期入所事業：併設型 5人	
「はみんぐ」	○児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員 20人	
	○障害児相談支援事業	
「きらら」	○生活介護事業・児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員 5人	

広島県福祉事業団組織図 (R4.3.1現在)



## 令和4年度事業計画

少子高齢化が進む中、医療・福祉サービスに対する需要は増大し、サービス提供内容は多様化してきている。しかし、サービス提供の根幹である医療・福祉人材の確保は非常に厳しい状況であり、当法人においても医療・福祉サービスを継続的に提供するための最重要課題である。

更に、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療提供体制は全国的に逼迫する状況が続き、昨年度は当法人の障害者支援施設においてもクラスターが発生した。また、通所系事業でも利用を制限せざるを得ない状況が続くなど、経営面では前年度以上に大きな影響を受けた。

今年度も感染症対策の強化に向けた適切かつ的確な対応を取りながら、各事業の利用促進、経営課題の検討・解決に取り組んでいく。また、コロナ禍において一般化したWEB会議やWEB研修等を活用するとともに、DX化のさらなる推進を目指す。

一方、県立医療型障害児入所施設整備事業に係る工事も進み、昨年度はわかば療育園棟の新築工事が完了し、現在は若草園の増築改修工事が行われている。工事終了後、障害児・者の方々が安心して利用できる組織・運営体制に円滑に移行できるよう引き続き検討を進めていく。

また、地域貢献の観点からも災害時に医療・福祉を提供する機能が継続的に維持できる体制を整備するため、福山若草園については事業継続計画（BCP）を作成すること、障害者リハビリテーションセンター及び障害者療育支援センターについては作成内容の随時見直しと感染症発症時の計画について検討を行う。

人材育成の一環として職員研修を実施し、若手・中堅職員のフォローアップ、および管理職員のマネジメント力を強化することで、若手職員の離職防止や魅力ある職場環境づくりに繋げていく。

今後も利用者から選ばれる福祉・医療サービスの提供主体であるためには、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実を行い、専門性の向上を図っていく必要がある。そのためには、各施設で提供しているサービスの内容や提供体制の定期的かつ客観的な評価、見直し及び再構築を行い、優秀な職員の確保、人材育成策の充実等、職員の能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これらのことを踏まえ、指定管理9施設の管理経営並びに受託事業及び自主事業の実施に当たっては、次の基本方針を基に、以下の事項を重点的に実施する。

### 〈基本方針〉

- 1 利用者本位の福祉サービスの提供を基本とする。
- 2 経営基盤の強化や安定的な経営ができる体制づくりに取り組む。
- 3 ニーズに対応した質の高いサービスを提供する体制の強化を図る。
- 4 各施設の専門的機能を活用し、地域福祉の向上に貢献する。

## 〈重点事項〉

### 1 利用者から選択される福祉サービスの提供

利用者等のニーズを的確に把握し、利用者等から信頼され、選ばれる福祉サービスの提供に努める。

- (1) 個々のニーズに応じた個別支援の実施
- (2) 医療スタッフを始めとした専門スタッフの施設間連携による事業団全体でのサービスの提供

### 2 経営体制の強化

社会福祉法人としての財務管理を適正かつ効率的に進めるとともに、常時的確・健全な経営に努める。

- (1) わかば療育園の移転及び若草園、若草療育園の改修に向けて、移転後円滑に運営できる体制づくりを協議・実施する。
- (2) サービスの提供の維持に向けた人員確保
- (3) 収入増に繋がる具体策の検討と実施に向けた取組
- (4) 人的、物的資源の有効活用の促進
- (5) リスクマネジメント体制の充実
- (6) 業務の効率化等によるワーク・ライフ・バランスの改善

### 3 質の高いサービス体制の強化

障害者福祉制度の変革の中で、利用者から選ばれる福祉サービス提供主体となるため、より一層の専門性の向上を図る。

- (1) 虐待防止対策の徹底、利用者の権利擁護に対する取組
- (2) 職員の確保対策として広報活動等の充実
- (3) 研修・教育体制の充実
- (4) 研究・業務改善活動に対する支援策の実施
- (5) 個人情報保護対策及び職員の意識向上
- (6) コンプライアンスの徹底
- (7) 利用者の預り金管理体制の強化

### 4 専門的機能の活用による公益的な取組等の推進

各施設が有する専門的機能を活用して、地域における公益的な取組を実施するとともに、法人の専門的機能の充実を図る。

- (1) 各種専門職養成校の実習・見学の受け入れに伴う、医療・福祉分野の人材育成
- (2) 障害者スポーツ等の普及・社会参加の促進等を目的とした職員の地域派遣
- (3) 特別支援学級に在籍する中学生への放課後活動支援の実施
- (4) 障害児の地域生活支援を目的とした巡回療育相談会への理学療法士の派遣
- (5) 障害特性や関わり方を学び、保護者同士のつながりや共感性を高める講演会等の実施

施設名		障害者リハビリテーションセンター（全体）
基本方針	1	障害児（者）医療・福祉の向上を推進する中核施設を目指す。
	2	人格・人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供する。
	3	地域における公益的な取組を実施する。
	4	個人情報の適正管理に努める。
	5	自己研鑽を常に心がけ、サービスの質の向上に努める。
	6	経営基盤の確立に努め、健全な施設経営を行う。
重点事業		課題と取組内容
1	地域貢献の充実	<p>(1) 地域ニーズに対応するための体制強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療・保健・福祉における各関係機関への所外診療活動等</li> <li>○ 児童発達支援センター等機能強化事業</li> <li>○ 障害児等療育支援事業</li> <li>○ 高次脳機能障害支援体制整備事業</li> <li>○ 東広島市障害児余暇活動支援事業</li> <li>○ 医療的ケア児等在宅生活支援事業</li> </ul> <p>(2) 初期救急の当番診療（月2回に変更）・夜間救急の実施及び東広島市休日診療所、二次救急輪番病院への医師派遣を行い、地域医療に貢献する。</p> <p>(3) 障害福祉サービスに係る各種事業を実施し、在宅障害者（児）への支援、特に短期入所の積極的な受け入れを行う。</p>
2	利用者の権利やサービスの向上	<p>(1) 多様化する障害児（者）医療・福祉のニーズに対応するため、診療・訓練及び処遇体制等を充実・強化する。</p> <p>(2) 虐待防止対策を徹底する。</p>
3	地域における公益的な取組の推進	<p>(1) 看護学生をはじめとする各種専門職養成校の実習生受け入れを積極的に行うことにより、医療・福祉分野の人材育成を支援する。</p> <p>(2) 障害者スポーツ等の普及・社会参加の促進を目的とした、職員の地域派遣及び特別支援学級に在籍する中学生への放課後活動支援の充実を図る。</p>
4	情報開示と情報管理の徹底	<p>(1) 医療情報等管理体制を強化し、情報システムの安全な運用に努める。</p> <p>(2) 福祉サービス等に関わる個人情報の保護等、管理の徹底を行う。</p> <p>(3) USBメモリを厳格に管理するため、情報管理に関する規程等に基づき、職員の情報セキュリティに関する意識を徹底させ、情報漏洩等を防止する。</p> <p>(4) 利用者の預り金については、ケース担当職員、課長等複数職員による内部けん制体制を確立し、適正な保管、処理等の管理を行う。</p>
5	職員の育成	<p>(1) WEB研修、所内研修及びeラーニングを活用した自己研修の充実を図り、所外での研修には復命研修を行う。</p> <p>(2) 各種委員会等で定めた研修計画に沿って、職員研修を実施する。</p>
6	経営基盤の確立	<p>(1) 診療報酬改定に対応するとともに、収益向上を目指した取組を実施する。</p> <p>(2) リハセンター全体の運営方法や体制について検討し、若草園棟改修後の円滑な病院経営ができるよう取り組む。</p> <p>(3) わかば療育園の移転及び若草園、若草療育園の改修に向けて、施設間で協力体制を強化し、移転後円滑に運営できる体制に向けた協議を行う。</p> <p>(4) 県の行う医療型障害児入所施設の機能強化及び療養環境改善に向けた施設整備事業に協力する。</p>



施設名	医療センター
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域内で質の高い医療リハビリテーションを提供する。</li> <li>2 患者さんの人格・人権を尊重し、患者さんの立場に立った医療サービスを提供する。</li> <li>3 情報提供と十分な説明を行い、患者さんの信頼と満足に努める。</li> <li>4 知識と技術の向上を常に心がけ、医療の質の向上に努める。</li> <li>5 業務の効率化に努め、健全で活力のある病院経営を行う。</li> </ol>
重点事業	課題と取組内容
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域貢献の充実</li> <li>2 利用者の権利や医療サービスの向上</li> <li>3 情報開示と情報管理の徹底</li> <li>4 職員の育成</li> <li>5 経営基盤の確立</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 救急医療体制への支援として、初期救急の当番診療・夜間救急の実施及び東広島市休日診療所、二次救急輪番病院への医師派遣を行う。初期救急については月1回から2回に増やし、地域貢献度の向上を図る。</li> <li>(2) 所外診療活動等に参画することで、質の高いリハビリテーションを提供する。</li> <li>(1) 患者等が過ごしやすい療養環境の整備に努める。</li> <li>(2) 若草園の増築・改修工事期間の入院患者への安全な施設環境等に取り組むとともに、医療サービスの低下に繋がらないよう努める。</li> <li>(3) 満足度調査を実施し、分析することで患者のニーズを把握し、より患者等に選ばれる病院を目指していく。</li> <li>(1) 個人情報保護に関する要綱や情報管理に関する規程等に基づき、引き続き電子カルテの管理・運用等を行い、医療サービスの質の向上に努める。</li> <li>(2) 職員の情報セキュリティに関する意識を徹底させ、情報漏洩等を防止する。</li> <li>(1) WEB研修及びeラーニングを積極的に活用し、医療スタッフの知識や技術習得の継続に努める。また、専門性の高い医療スタッフの人材育成を行う。</li> <li>(2) 職員の活性化に向け、職員の面談を定期的実施するとともに、労働環境の改善や勤務形態の配慮等を継続実施する。</li> <li>(3) 各種委員会で定めた研修計画に沿って、職員研修を実施する。</li> <li>(1) 診療報酬改定に対応するとともに、収益向上を目指した取組を実施する。</li> <li>(2) 地域医療連携部による病床の入退院管理を強化することで、病棟稼働率を上げ、安定した病院経営を行う。</li> <li>(3) 医療センター2病棟について、若草園の増築・改修工事に伴う工事終了後の病棟稼働率向上に向けた取組について検討・実施するとともに、医療センター全体の経営についても検討・実施する。</li> <li>(4) 医療サービスの提供体制を強化するための医療機器等を計画的に更新、整備する。</li> </ol>

事業量目標

【医療センター】

区 分		R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標	
入 院	1 病棟 (60床)	1日平均	52.7人	51.5人	57.5人
		延人数	19,264人	18,820人	20,991人
	2 病棟 (60床)	1日平均	40.2人	※33.3人	※23.7人
		延人数	14,697人	9,184人	3,593人
	3 病棟 (40床)	1日平均	30.3人	30.1人	35.0人
		延人数	11,082人	10,989人	12,775人
合 計	1日平均	123.2人	114.9人	116.2人	
	延人数	45,043人	38,993人	37,359人	
医 科 外 来	一般外来	1日平均	157.2人	152.4人	170.0人
		延人数	37,892人	36,900人	41,310人
	高次脳	1日平均	28.4人	28.3人	41.8人
		延人数	6,860人	6,861人	10,167人
	初期救急	延人数	202人	214人	428人
その他	延人数	0人	0人	0人	
合 計	延人数	44,954人	43,975人	51,905人	
歯科外来	1日平均	12.8人	13.4人	15.5人	
	延人数	3,049人	3,196人	3,776人	
医療相談	入 院	2,233件	2,400件	2,500件	
	外 来	799件	1,200件	1,300件	
訪 問 等	家庭訪問	3件	5件	6件	
	関係機関等	0件	1件	3件	

※障害者リハビリテーションセンター相談支援事業所

サービス等利用計画案作成	92件	105件	110件
継続サービス利用支援	113件	179件	180件

※医療センター2病棟は建物改修工事に係る休床期間（令和4年1月～10月）あり。

1日平均は病棟稼働日数（令和3年度：275日，令和4年度：151日）で計算。

施設名	高次脳機能センター	
基本方針	1 高次脳機能障害の方が、安心して地域で生活できる体制を作る。 2 利用者の権利や医療サービスの向上を図る。 3 支援の中から得られた情報を「高次脳機能障害支援体制整備事業」の推進に活かす。 4 各スタッフの専門性の向上を目指す。 5 業務の効率化に努め、利用者が円滑に当センターを利用できるように努める。	
重点事業	課題と取組内容	
1 専門的な診断, 医療的リハビリテーションの提供	(1) 専門外来, 外来リハビリテーションにおいては、適切なゴールを設定し、定期的なカンファレンスに基づき、地域生活に移行できるよう支援を行う。入院リハビリテーションにおいては、日常生活応用動作の再獲得のためのチームアプローチ体制を構築していく。また、病棟稼働率の向上及び安定した稼働率の維持に向けた取組について検討・実施する。 (2) 円滑な地域生活, 社会復帰支援を行うため、関係機関との連携を強化し、患者の症状や障害の状態に応じた支援と退院先へ良い引継がができるよう努める。また、医療だけでなく福祉のネットワークづくりも構築していく。 (3) 利用者の家族に対する家族セミナーの開催や、利用者・家族・関係機関に対して、支援コーディネーター、看護師、公認心理師等が共同し、相談支援や情報提供を行う。 (4) 県内で唯一の高次脳機能障害者専用病棟について、広く県民に広報し、受け入れ促進に努めるとともに、利用者が安全に入院生活を送れるように、また効率よく集中してリハビリに取組めるよう所内の連携を図る。 (5) 最新の制度, 施設情報等について熟知するとともに、利用者一人ひとりの状況や相談内容を的確に把握し、適切な支援を行う。 (6) 個人情報保護に関する要綱や情報管理に関する規程等に基づき、電子カルテ等の管理・運用を行う。	
2 地域生活支援の充実	(1) 治療・リハビリ・社会復帰までの一貫した支援サービスを提供するため、入院部門、あけぼの、訓練部門等との連携を強化し、外来・入院による医療的リハビリテーション及び施設入所・通所サービスを円滑に受けられるよう支援する。 (2) 家族会との連携強化を図る。	
3 普及啓発活動	(1) 研修会や講演活動等を実施し、高次脳機能障害に対する理解の促進や普及啓発を図るとともに、ホームページや機関紙等により、情報を発信していく。また、講演依頼があった場合は、積極的に対応していく。 (2) 令和2年度に運用を開始した、高次脳機能障害支援のための情報共有ツール「広島県高次脳機能障害サポートファイル」について、関係機関と連携し、有効活用していく。 (3) 高次脳機能障害者地域支援ネットワーク中国ブロック協議会、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会に参加し、情報収集及び情報発信を行うことで普及啓発を行う。	
4 職員の育成	(1) 各種研修会の参加や研究活動に取り組み、スタッフの育成や専門性の向上に努める。 (2) 患者への支援の質を担保するため、スタッフの業務遂行状況が適宜管理できるよう、精神面のサポートも含めた体制づくりを目指す。	

事業量目標

【高次脳機能センター】

区 分		R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標
相談支援	入 院	861件	1,000件	1,200件
	外 来	1,497件	1,500件	1,600件
就労支援	機関協議	18件	16件	15件
	機関訪問	10件	10件	10件
就学支援	機関協議	1件	2件	5件
	機関訪問	4件	10件	10件
福祉サービス支援	機関協議	6件	5件	10件
	機関訪問	9件	15件	10件

施設名	若草園
基本方針	1 医療機関、福祉施設などと連携を図り、地域に貢献できる療育施設を目指す。 2 園児の人格・人権を尊重し、園児と保護者のニーズに沿った安全で高度な医療・療育サービスを提供する。 3 情報提供と十分な説明を行い、安心と信頼の療育に努める。 4 知識と技術の向上を常に心がけ、療育の質の向上に努める。 5 業務の効率化に努め、健全な施設経営を行う。
重点事業	課題と取組内容
1 地域貢献の充実  2 利用者の権利や療育サービスの向上  3 情報開示と情報管理の徹底  4 職員の育成  5 経営基盤の確立	(1) 在宅障害児への支援として、短期入所事業や日中一時支援事業等をコロナ禍でも積極的に実施するとともに、児童発達支援においても医療的ケア児や重症児の受け入れを行う。また、地域医療連携部と連携し、在宅障害児の状況把握等の情報収集に努める。 (2) 感染症拡大防止対策について保護者と情報共有を図るとともに、在宅生活を行う上での課題解決に向けた地域資源の紹介や、制度の情報提供等に努める。 (3) ボランティアや実習生を積極的に受け入れ、医療・福祉分野の人材育成を支援する。  (1) 園児に対する総合的な評価と個別支援計画を作成し、障害の状態に応じた適切な診断、治療、看護及び育成の充実に努める。また、入園時に総合カンファレンスを実施することで治療・訓練等の方針を各科（課）共有し、連携を図る。 (2) 保護者、医師及び職員との面談時間を設定し、治療方針や園児の状況等について説明するとともに、家庭の状況や保護者の意向を把握し、より良い支援を行う。また、コロナ禍においても保護者との連携を図るため、文書やメール等で情報提供を行う。 (3) 特別支援学校等の関係機関との連携を図り、一体的な療育支援を行うことで、退園後のビジョンを明確にしていく。 (4) 感染症等マニュアルに沿って対策を実施していく。 (5) 若草園の増築・改修工事終了に伴い、園児の生活環境等に影響が出ないように留意し、快適で安全な環境と生活を保障していく。 (6) 虐待防止チェックリストや満足度調査を実施する。虐待防止委員会を開催し、虐待防止対策を徹底する。  (1) 個人情報保護に関する研修への参加等により、職員に周知・徹底していく。 (2) カルテ・ケース記録等の管理体制の徹底を図る。 (3) 保護者から各種資料等の開示希望等がある場合、個人情報保護に留意したうえで開示、説明を行う。 (4) 園児の預り金については、ケース担当職員、課長等複数職員による内部けん制体制を確立し、適正な保管、処理等の管理を行う。  (1) WEB研修会等に積極的に参加し、職員の質の向上を図る。 (2) 全国肢体不自由児療育研究大会での取組発表等の活動を行い、職員のモチベーションを高めていく。 (3) 園内の各委員会活動を活発化させることで、職員の意識改革を図る。  (1) 今後の運営方法について検討し、改修後の入園児、親子入園の増に向けて取り組むとともに安定した経営基盤を確立していく。 (2) わかば療育園の移転及び若草園、若草療育園の改修に向けて、施設間で協体制を強化し、移転後円滑に運営できる体制に向けた協議を行う。

事業量目標

【若草園】

区 分		R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標	
入 園	一般 (55床)	1日平均	39.2人	34.8人	37.3人
		延人数	14,330人	12,730人	13,606人
	親子 (7床)	1日平均	1.2人	0.5人	1.4人
		延人数	471人	200人	503人
短期入所 (空床型4人)		1日平均	0.2人	0.7人	0.4人
		延人数	76人	264人	129人
日中一時支援		1日平均	0.0人	0.1人	0.4人
		延人数	11人	61人	158人
通 園 (定員10人)		1日平均	6.2人	5.8人	6.2人
		延人数	1,353人	1,395人	1,520人
サービス等利用計画案作成		195件	231件	230件	
継続サービス利用支援		117件	146件	150件	

施設名	若草療育園
基本方針	1 医療機関、市町等と連携を図り、地域に貢献できる療育施設を目指す。 2 利用者の人格・人権を尊重し、利用者本位の医療・福祉サービスを提供し、保護者とともに療育の向上に努める。 3 情報提供と十分な説明を行い、安心と信頼の療育に努める。 4 知識と技術の向上を常に心がけ、療育の質の向上に努める。 5 業務の効率化に努め、健全な施設経営を行う。
重点事業	課題と取組内容
1 地域貢献の充実  2 利用者の権利や療育サービスの向上  3 情報開示と情報管理の徹底  4 職員の育成  5 経営基盤の確立	(1) 短期入所事業や日中一時支援事業を受け入れるとともに東広島市自立支援協議会に出席し、新規利用者の開拓や需要の掘り起こしによる取組を行い、在宅の重症心身障害児（者）の支援の充実を図る。 (2) ボランティアや実習生を積極的に受け入れることで、重症児（者）への理解を深めてもらい、医療・福祉分野の人材育成を支援する。  (1) 個別支援計画を作成し、目標に沿った支援を行うとともに、目標や課題を全職員で共有し、利用者の人格を尊重したサービス提供に努める。 (2) 施設サービスの質の向上を図るため、虐待防止チェックリストやサービス自己評価基準等の活用、第三者評価の受審により、虐待防止を徹底する。また、利用者に対し満足度調査を実施し、改善を行う。 (3) 各種委員会活動について、定期的に進捗状況を評価・検討し、利用者のQOLや安全性の向上を図る。 (4) 若草療育園の増築・改修工事の開始に伴い、利用者の生活環境等に影響が出ないよう留意し、快適で安全な環境と生活を保障していく。 (5) 感染症に対しての情報や現状を職員・保護者間で共有し、統一した対応を行う。また、感染症発症予防へ一層の健康管理を行う。感染症発症時は、感染対策マニュアルに沿って対策を講じる。 (6) 広報紙や個別連絡ノートにより利用者の状況を報告するとともに、保護者の意見や要望を聞くことで、情報共有を図り、施設に対する理解と協力の得られる関係性を構築していく。  (1) カルテやケース記録等個人情報の管理体制の徹底を図る。 (2) 保護者から各種資料等の開示希望等がある場合、個人情報保護に留意したうえで開示、説明を行う。 (3) 利用者の預り金については、ケース担当職員、課長等複数職員による内部けん制体制を確立し、適正な保管、処理等の管理を行う。  (1) WEB研修会等の積極的な参加及び研究活動の推進により、職員の知識や技術の向上を図るとともに、業務に対する意欲の向上を図る。 (2) 職員の技能習得に対する支援や、能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行う。 (3) 新人職員や転入職員に対する教育を充実させ、計画的な人材育成を行う。 (4) 安全意識を高め、災害対応を強化していく。  (1) わかば療育園の移転及び若草園、若草療育園の改修に向けて、施設間で協力体制を強化し、移転後円滑に運営できる体制に向けた協議を行う。特に短期入所について検討し、安定した経営が行えるよう取り組む。 (2) 県の行う医療型障害児入所施設の機能強化及び療養環境改善に向けた施設整備事業に協力する。

事業量目標

【若草療育園】

区 分		R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標
入 園 (53床)	1日平均	52.1人	52.6人	52.8人
	延人数	19,025人	19,200人	19,284人
短期入所 (併設型5人)	1日平均	0.5人	0.4人	2.2人
	延人数	197人	168人	786人
日中一時支援	1日平均	0.2人	0.0人	0.6人
	延人数	104人	21人	234人



施設名	あけぼの
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関と連携して、障害のある人の自立と社会参加、地域移行を推進する。</li> <li>2 利用者の人格・人権を尊重し、利用者の立場に立った支援サービスを提供する。</li> <li>3 情報提供と十分な説明を行い、安心と信頼の支援に努める。</li> <li>4 知識と技術の向上を常に心がけ、支援サービスの質の向上に努める。</li> <li>5 業務の効率化に努め、健全な施設経営を行う。</li> </ol>
重点事業	課題と取組内容
1 地域移行への取組推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体機能向上のための取組や、高次脳機能障害に対する専門的支援の実施により、利用者の生活自立の促進を図る。</li> <li>(2) 利用者・家族と支援スタッフが共通認識を持ちながら、統一した取組で支援プログラムを実施し、細やかなアセスメントを通じて、ニーズに即した進路への移行を目指す。</li> <li>(3) 相談支援事業所や就労支援機関等の各関係機関と連携し、退所後の地域移行や就労の促進を図る。</li> </ol>
2 利用者の権利の尊重やサービスの向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個別支援計画に基づき、利用者のニーズに応じた支援を行う体制を構築する。また、利用者一人ひとりに応じた日中活動プログラムを企画・立案し、利用者の生活の質の向上を図る。</li> <li>(2) 利用者自身が、自らの課題に気付き、課題解決する力を養えるように、事業ごとの訓練内容を充実する。</li> <li>(3) 障害者の権利擁護・虐待防止対策を徹底するとともに、満足度調査やセルフチェック等を実施することで、常に事業所内の検証を行い、サービスの質の向上を目指す。</li> </ol>
3 情報開示と情報管理の徹底	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報の保護に努めるとともに、情報開示の依頼がある場合、個人情報保護に留意したうえで対応する。</li> <li>(2) ケース記録等個人情報の管理徹底を図る。</li> <li>(3) 利用者の預り金については、ケース担当職員、課長等複数職員による内部けん制体制を確立し、適正な保管、処理等の管理を行う。</li> </ol>
4 職員の育成及び質の高い専門的サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) サービスの質の維持向上のために必要な職員体制を構築するとともに、職員間におけるフォロー体制等を強化していくことで、職員育成を図る。</li> <li>(2) 高次脳機能障害者等利用者の障害特性や実施事業に対応した、専門的なサービス提供ができるスタッフを育成するため、計画的な研修の実施等学習機会を設定し、教育体制の構築を図る。</li> </ol>
5 経営状況の健全化	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新規利用者獲得に向け、高次脳機能センターや特別支援学校等の関係機関等と連携を図るとともに、利用促進に向けた取組について検討・実施する。また、積極的なPR活動を行うとともに、より効果的な情報発信方法について検討・実施する。</li> <li>(2) 業務効率化等による時間外労働の削減や事業運営上必要経費の削減の取組を継続していく。</li> <li>(3) 経営課題が顕著である、高次脳機能障害者を対象とした自立訓練等事業の継続的運営に向け、今後のあり方を検討し、適時県との協議を行う。</li> </ol>

事業量目標

【あけぼの】

区 分		R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標	
入 所 (定員60人)	1日平均	46.4人	48.7人	45.4人	
	延人数	16,961人	17,800人	16,563人	
日中活動支援	生活介護 (定員40人)	1日平均	29.4人	27.6人	24.8人
		延人数	7,934人	7,430人	6,722人
	機能訓練 (定員19人)	1日平均	10.0人	16.7人	12.6人
		延人数	2,731人	4,486人	3,419人
	生活訓練 (定員15人)	1日平均	8.4人	6.5人	9.3人
		延人数	2,271人	1,743人	2,531人
	就労移行 (定員6人)	1日平均	2.8人	0.9人	1.4人
		延人数	780人	266人	383人
	合 計 (定員80人)	1日平均	50.8人	51.7人	48.2人
		延人数	13,716人	13,925人	13,055人
短期入所 (併設型5人)	1日平均	0.2人	0.1人	0.5人	
	延人数	88人	55人	175人	

施設名	スポーツ交流センター
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ、レクリエーション、文化活動を通じて、障害のある人の社会参加の促進に努める。</li> <li>2 利用者の人格・人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供する。</li> <li>3 設備の安全点検とていねいな利用説明を行い、利用者の「安心・満足」に努める。</li> <li>4 知識と技術の向上を常に心がけ、サービスの質の向上に努める。</li> <li>5 利用促進と業務の効率化に努め、健全な施設運営を目指す。</li> </ol>
重点事業	課題と取組内容
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会参加への促進</li> <li>2 利用者の権利やサービスの向上</li> <li>3 安全管理体制の強化</li> <li>4 職員の育成</li> <li>5 利用促進の拡大</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内7拠点(廿日市市、府中市、庄原市、呉市、三次市、尾道市、北広島町)での定期教室開催に加え、派遣依頼のある市町等においても教室を開催し、県内全域で障害者スポーツ等の普及、社会参加の促進を図る。</li> <li>(2) 県内の特別支援学級に在籍する中学生が、放課後活動としてスポーツ、文化活動を行う「おりづるジュニアクラブ」を運営し、放課後活動の充実を図る等、地域における公益的な取組の推進を行う。</li> <li>(3) 障害者支援施設等を対象に、作業療法士・健康運動指導士等による健康相談を行い、障害者の健康維持・増進に努める。</li> <li>(4) 障害者の余暇活動の充実、社会参加の促進等を図るための教室等の充実を図る。</li> <li>(5) 広島県障害者スポーツ協会と連携し、障害者の健康の保持増進や社会参加の促進を図るとともに、競技性の向上に伴う競技スポーツの振興等、多様なニーズに対応していく。特に、ボッチャ(パラリンピック正式競技)について引き続き競技力の強化と選手育成に取り組む。また、パラムーブメントが一過性にならないよう継続的に事業を行っていく。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康相談、生活相談等を実施し、障害者や家族等へのサービス向上を図る。</li> <li>(2) 障害者のスポーツ・文化活動の拠点施設として、機関紙やホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用して効果的・効率的な情報発信を行い、幅広い年齢層の利用促進を図る。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コロナ感染及びクラスター発生防止対策を充実させ、利用者の方が安全に安心して利用できるような取組を実施する。</li> <li>(2) 火災・地震・事故・事件等に対する利用者・職員の安全確保のため、危機管理マニュアルを活用し、非常事態に備える。</li> <li>(3) 定期的に安全点検日を設定し、施設整備の危機管理に努める。</li> <li>(4) 利用者情報の漏洩や改ざん等の危険防止のため、パソコンのアクセス権の設定や、職員への教育・監督を適切に行う。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の専門性向上のためにWEB研修等に参加し、知識・技術等を全職員が共有する。また、ナレッジマネジメントを活用した職員研修を定期的に行い、職員の知識・技術の向上に努める。</li> <li>(2) 「各業務マニュアル」を活用し、接遇の基本を確認しながら、安定した利用者対応が行えるよう、研修等を行う。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東広島市障害児余暇活動支援事業として、東広島市内の特別支援学級に在籍する小学生に対して活動内容の情報発信を行うとともに、スポーツ、文化活動を通じて豊かな余暇活動の実現を図り、健全な育成に努める。</li> <li>(2) 館内教室の再点検を行い、利用者のニーズに即した教室を実施する。</li> <li>(3) 「おりづるジュニアクラブ」については、市内の中学校への広報や、ホームページを活用し、利用者増に努める。</li> </ol>

事業量目標

【スポーツ交流センター】

区 分			R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標
ス ポ ー ツ 施 設	障害者等	延人数	21,656人	14,692人	25,540人
	一般	延人数	8,709人	9,695人	15,290人
	小 計	延人数	30,365人	24,387人	40,830人
		1日平均	122.4人	142.6人	142.2人
文 化 施 設	障害者等	延人数	1,345人	1,009人	2,630人
	一般	延人数	512人	1,202人	2,000人
	小 計	延人数	1,857人	2,211人	4,630人
		1日平均	7.4人	12.9人	16.1人
合 計	障害者等	延人数	23,001人	15,701人	28,170人
	一般	延人数	9,221人	10,897人	17,290人
	小 計	延人数	32,222人	26,598人	45,460人
		1日平均	129.9人	155.5人	158.3人
地 域 派 遣	拠点事業	延回数	3回	10回	20回
		延人数	44人	181人	730人
	派遣事業	延回数	38回	24回	90回
		延人数	727人	611人	4,008人
障 害 児 放 課 後 活 動 支 援 事 業	延回数	32回	17回	40回	
	延人数	112人	73人	280人	

施設名		福山若草園（全体）
基本方針	1	在宅障害児（者）への支援体制の充実を図るとともに、施設利用者のニーズに対応する福祉サービス提供体制の充実、専門性の向上に努める。
	2	地域における公益的な取組を実施し、地域との連携を深める。
	3	人権を大切に生活環境を作る。
	4	個人情報の適正管理に努める。
	5	職員の研修・教育を推進し、研鑽に努める。
重点事業		課題と取組内容
1	地域支援の推進	<p>(1) 発達障害医療機関ネットワーク構築事業に参画し、地域連携拠点医療機関としての役割を担う。また、発達障害診断待機解消事業を実施し、発達障害のアセスメントの強化を行う。</p> <p>(2) 福山市障害者総合支援協議会の各部会の委員に就任することにより、地域における障害者等への支援に、また「医療的ケア児の支援に関する作業部会」に参画し、医療的ケアが必要な障害児への適切な支援に寄与する。</p> <p>(3) 広島県東部幼児通園療育機関協議会の役員に就任するとともに、福山地域児童発達支援事業連絡協議会に参画し、在宅障害児等への支援に寄与する。</p> <p>(4) 福山市地域生活支援拠点等の相談機能を担う事業所として、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の一役を担う。</p> <p>(5) 在宅重心児（者）支援を継続的に実施していくため、放課後等デイサービス事業を新たに実施し、重心児（者）に対する切れ目のないサービス提供を行う。</p> <p>(6) 災害時等の緊急対応策を確立させるため、BCPを作成する。</p>
2	地域における公益的な取組の推進	<p>(1) 広島県東部幼児通園療育機関協議会主催の巡回療育相談会に職員を派遣することにより、障害児の地域生活支援を行う。</p> <p>(2) 広島県立広島中央特別支援学校視覚障害教育支援センター職員を招聘し、通園児及び外来患児に対する視覚障害支援の立場からの指導を行う。</p> <p>(3) 地元自治会活動、学区まちづくり推進委員会に職員を派遣する。</p> <p>(4) 各種専門職養成校の実習生や介護等体験の受け入れ、看護専門学校の小児科実習を受け入れることにより、医療・福祉分野の人材育成を支援する。</p>
3	利用者の権利やサービスの向上	<p>(1) 電子カルテ及びオンライン資格確認システム導入稼働により、医療情報管理運営の業務効率化と患者及び利用者のサービス向上に努める。</p> <p>(2) 障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する知識を深め、より高い意識と行動規範をもって取り組む。</p> <p>(3) 虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的開催し、問題点の抽出及び対応の検討を行うとともに、研修会等の実施により、職員の意識の向上と虐待防止を徹底する。</p> <p>(4) 定期的に外部から評価者を招聘し、利用者の生活支援の向上に努める。</p>
4	情報開示と情報管理の徹底	<p>(1) 医療情報等管理体制の徹底を図り、情報システムの安全な運用等の強化に努める。また、福祉サービス等に関わる個人情報の保護等、管理の徹底を行う。</p> <p>(2) 利用者の預り金については、ケース担当職員、課長等複数職員による内部けん制体制を確立し、適正な保管、処理等の管理を行う。</p>
5	職員の育成	<p>(1) WEB研修や施設内研修を継続し、人材育成に取り組む。</p> <p>(2) 職員にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修を受講させ、事業運営に必要な人材を計画的に養成する。</p>

施設名	福山若草育成園
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通園児の健康管理, リハビリ, 保育を行うとともに, 保護者の療育相談に応じる。</li> <li>2 在宅障害児(者)及び近隣施設利用者を対象とした診察, 治療, リハビリ, 療育相談を行う。</li> <li>3 放課後等デイサービス事業では, 発達障害児を対象とする障害児通所支援を実施することにより, 地域生活支援に努める。</li> </ol>
重点事業	課題と取組内容
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童発達支援の充実</li> <li>2 外来診療等の充実</li> <li>3 発達障害児支援の充実</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学前の利用児等に対して, 個別支援計画に基づき, 医療, リハビリ及び保育サービスを提供する。また, 保護者のニーズを把握し, 利用児のQOLの向上に向け, 他施設や医療機関, 子ども家庭センター及び市町との連携を密にし, 長期的な視野での支援を行う。</li> <li>(2) 医療型児童発達支援利用児へ理学療法, 作業療法, 言語療法及び摂食指導を実施する等, 訓練体制の充実を図る。</li> <li>(3) 外来の早期療育対象者の通園体験(医療型児童発達支援外来体験)を積極的に行い, 利用の促進に努める。</li> <li>(4) 通所事業の利用ニーズ調査を行い, 利用促進に向けた取組を実施する。</li> <li>(5) 厚生労働省「児童発達支援ガイドライン」に基づき, 事業所向け自己評価・保護者等向け評価を実施し, より一層のサービス充実・改善を図る。</li> <li>(6) 保育所等訪問支援事業を積極的に実施し, 在宅障害児の支援を行う。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用ニーズに対応するため, 引き続き土曜日の外来診療を行うなど, 発達障害外来診療に取り組む。</li> <li>(2) 医師の確保に努め, 精神科診療, 発達障害児及び肢体不自由児を対象とする小児科・整形外科診療を継続的に行う。</li> <li>(3) 歯科診療は, 地域における障害児(者)歯科としての役割を果たし, 小児科・整形外科等との連携により, 質の高いサービスの提供に努めるとともに, 摂食機能への対応が必要な利用児(者)への摂食指導の充実に努める。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学後の発達障害児に対し, 個別支援計画に基づき, 公認心理師等が専門的支援を実施する。</li> <li>(2) 医療との連携を行いながら, より専門性の高い支援を行い, 発達障害療育の充実を図るとともに, 学校, 子ども家庭センター及び市町との連携を密にし, 利用児のQOLの向上に努める。</li> <li>(3) 公認心理師養成校から実習生を受け入れるとともに, 実習指導者としてのスキルアップを図る。また, 発達障害診断待機解消事業を実施することから, 公認心理師に児童発達管理責任者を担わせる。</li> <li>(4) 利用希望の未契約児や保護者のニーズに対応するため, 土曜外来診療日に合わせての療育や「ペアレントトレーニング」の実施等, 療育サービスの充実に努める。</li> <li>(5) 福山地区放課後等デイサービス連絡協議会への参加により, 関係機関との連携及び情報共有に努める。</li> </ol>

事業量目標

【福山若草育成園】

区 分		R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標
通 園 (定員20人)	1日平均	4.7人	4.0人	6.9人
	延人数	1,043人	914人	1,597人
医科外来	1日平均	63.4人	68.7人	75.2人
	延人数	16,177人	17,403人	19,101人
歯科外来	1日平均	6.4人	7.8人	8.0人
	延人数	1,558人	1,880人	1,936人
放課後等デイサービス事業 (定員10人)	1日平均	8.3人	9.1人	10.2人
	延人数	1,939人	2,220人	2,480人
サービス等利用計画案作成		520件	479件	379件
継続サービス利用支援		397件	376件	378件

施設名	福山若草療育園
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 利用者一人ひとりの人間としての尊厳・命の尊さを守り支え、その人らしさを表現し、生きがいのある人生を送ることができるよう支援を行う。</li> <li>2 在宅障害児（者）の支援に努める。</li> <li>3 地域社会の一員として、地域の中で生き活きと暮らせるよう支援を行う。</li> <li>4 業務の効率化に努め、健全な経営を行う。</li> </ul>
重点事業	課題と取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 療育内容の充実</li> <li>2 在宅障害児（者）への支援</li> <li>3 地域交流の推進</li> <li>4 経営基盤の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個別支援計画に基づき、利用者それぞれの状況やニーズに応じたきめ細かな支援を行うとともに、日課の見直しを必要に応じて行っていく。</li> <li>(2) 人権を大切にした支援を念頭に置き、職員研修の実施により職員の資質の維持向上を図る。</li> <li>(3) 呼吸管理等の医療的ケアを適切に提供できる体制を整えるとともに、個別性の配慮に心がけ、快適な日常生活が過ごせるよう健康管理に努める。</li> <li>(4) 利用者の預り金については、ケース担当職員、課長等複数職員による内部けん制体制を確立し、適正な保管、処理等の管理を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅障害児（者）の支援を行うため、短期入所や日中一時支援の受け入れを積極的に行うとともに、利用者のニーズに即した受け入れ体制を検討する。</li> <li>(2) 医療的ケアが必要な障害児（者）の支援について、他病院・他施設との連携を強化する。</li> <li>(3) 生活介護事業においては、個別支援計画に基づき、利用者個々のニーズに対応できる療育活動を行うとともに、専門的な支援の充実を図る。また、ニーズに応じた受け入れ体制や多様なニーズに対応できるよう、療育内容の検討を行う。</li> <li>(4) 相談支援専門員を中心に関係機関との連携を強化し、より良い支援を行うとともに、特別支援学校と連携して利用促進を図る。</li> <li>(5) 在宅重心児（者）の支援充実のため、生活介護事業と放課後等デイサービス事業を実施する多機能型事業所への事業転換を検討・実施し、重症心身障害児（者）への切れ目のないサービスの提供を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自治会及び学区まちづくり推進委員会への加入により、自治会及び学区の行事へ参加するとともに、近隣施設との交流を行うことで、地域とのつながりを深めるように努め、災害時には地域住民の協力のもと防災体制を整える。</li> <li>(2) 施設行事等へのボランティアの招聘により、施設の認知度を高めるとともに、入所者の生活に潤いを持たせるよう努める。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害福祉サービス費の報酬算定基準に適した職員配置の維持に努める。</li> <li>(2) 経営状況を定期的に職員に周知し、経費の縮減に努める。</li> <li>(3) コロナ禍においても短期入所利用を積極的に受け入れるとともに、放課後等デイサービス事業を早期に実施することで、在宅重心児（者）を継続的に受け入れ、安定した経営を行う。</li> <li>(4) 看護科において職員が円滑に勤務できるような勤務体制のあり方について検討する。</li> </ul>



事業量目標

【福山若草療育園】

区 分		R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標
入 園 (54床)	1日平均	54.0人	54.3人	55.0人
	延人数	19,742人	19,833人	20,075人
短期入所 (併設型6人)	1日平均	2.2人	1.3人	3.6人
	延人数	805人	504人	1,309
メディカルショート	1日平均	0.0人	0.0人	0.2人
	延人数	20人	22人	95人
日中一時支援	1日平均	0.0人	0.0人	0.0人
	延人数	3人	8人	6人
日中活動支援(生活介護) (定員10人)	1日平均	8.8人	8.4人	8.9人
	延人数	2,118人	2,009人	2,145人
サービス等利用計画案作成		100件	80件	121件
継続サービス利用支援		119件	119件	98件

施設名	障害者療育支援センター（全体）
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の個性を尊重し、その人らしい生活が送れるように支援する。</li> <li>2 利用者の人権に十分配慮した支援を提供する施設運営に努める。</li> <li>3 地域における公益的な取組を実施する。</li> <li>4 個人情報の適正管理に努める。</li> <li>5 上質なサービスのための自己研鑽に努める。</li> </ol>
重点事業	課題と取組内容
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の権利やサービスの向上</li> <li>2 施設機能の強化</li> <li>3 地域における公益的な取組の推進</li> <li>4 情報開示と情報管理の徹底</li> <li>5 職員の育成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者本位の支援を推進し、利用者一人ひとりの障害特性とニーズに応じたサービスを提供する。</li> <li>(2) 短期入所事業、日中一時支援事業、障害児通所支援、生活介護事業等の在宅支援を実施し、地域・学校等との連携を強化する。</li> <li>(3) サービスの質の向上や人権擁護を図るため、自己評価及び第三者評価受審に取り組む。</li> <li>(4) 虐待防止のための職員研修を実施し、虐待防止対策を徹底する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) わかば療育園の移転及び若草園、若草療育園の改修に向けて、施設間で協力体制を強化し、移転後円滑に運営できる体制に向けた協議を行う。また、移転後の松陽寮の医療体制等について検討し、現状の施設機能が維持できるよう取り組む。</li> <li>(2) 職員一人ひとりが、有益な事業サービスを行うとともに、収益性の向上と経費削減を意識し、経営基盤の強化を図る。</li> <li>(3) 利用者実態に即した支援体制を整備するため、現在の利用定員での適正な職員配置を維持するとともに、小集団単位支援等の個別支援の充実にも努める。</li> <li>(4) 在宅の障害児（者）のための医療・療育を適切に提供できる相談支援体制を整える。</li> <li>(5) 県の行う医療型障害児入所施設の機能強化及び療養環境改善に向けた施設整備事業に引き続き協力する。</li> <li>(6) 感染症が発生した際の緊急対応策を確立させるため、BCPを作成する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害特性や関わり方を学び、保護者同士のつながりや共感性を高める講演会等を実施する。</li> <li>(2) 地域活動に積極的に参加するとともに施設行事への地域住民の参加を呼びかけ、地域貢献と施設のオープン化を図る。</li> <li>(3) 各種専門職養成校の実習生の受け入れ及び看護専門学校生の見学の受け入れ等により、医療・福祉分野の人材育成を支援する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者の預り金については、ケース担当職員、課長等複数職員による内部けん制体制を確立し、適正な保管、処理等の管理を行う。</li> <li>(2) 医療情報等管理体制の徹底を継続し、情報システムの安全な運用に努める。</li> <li>(3) 福祉サービス等に関わる個人情報の保護等、管理の徹底を行う。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の専門性の向上を図るため、WEB研修の積極的な実施の推進や施設内研修等を充実させるとともに、外部での研究発表に努める。</li> <li>(2) 職員が、主体的かつ相互的な自己表現を行い、向上心とやりがいを持って働けるような職場環境の改善に努める。</li> <li>(3) 職員面談を定期的実施することで離職防止に努めるとともに、相互の認識を共有することで、職場環境の改善に努める。</li> </ol>

施設名	松陽寮	
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の障害特性やニーズに応じた施設・設備の有効活用により、サービスの充実に努める。</li> <li>2 利用者本位の支援を基本とし、質の高い日中活動及び施設入所支援サービスを提供する。</li> <li>3 在宅障害者への支援事業を実施し、地域生活を支援する拠点施設の機能を強化する。</li> <li>4 上質なサービスのための自己研鑽に努める。</li> <li>5 地域拠点型施設として開かれた施設を目指す。</li> </ol>	
重点事業	課題と取組内容	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービス提供体制の整備</li> <li>2 利用者本位のサービスの提供</li> <li>3 地域の障害者支援の充実</li> <li>4 職員の育成及び確保策の充実</li> <li>5 地域交流事業の推進</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用定員変更を検討し、利用者実態に即した支援体制を強化するとともに、短期入所事業、日中一時支援事業及び相談支援事業を積極的に実施する。</li> <li>(2) 外出等を推進し、施設内では多目的室等を活用した小集団支援に取り組むことで、個別支援の充実に努める。</li> <li>(3) 利用者の暮らしの充実に努めるため、日課の再検討、生産活動の見直しを図るとともに、各課同士の連携等、横断的な取組を行う。</li> <li>(4) わかば療育園移転後の医療体制等について検討し、現状のサービス提供体制が維持できるよう取り組む。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者の預り金については、ケース担当職員、課長等複数職員による内部けん制体制を確立し、適正な保管、処理等の管理を行い、不正事件再発防止に努める。</li> <li>(2) 個別支援計画に基づいた定期的なモニタリングの実施や、看護体制の強化及び支援スタッフの保健衛生に対する意識と技術の向上を図るとともに、社会資源を活用した活動等を行い、支援の質を向上していく。</li> <li>(3) 安全管理に必要な介護知識、援護技術の向上及び設備・利用器具等の生活環境の改善を行う。また、関連委員会の設置、体力づくりを目的としたリハビリを導入することにより、事故の未然防止及び対策を強化する。</li> <li>(4) 利用者の人権を尊重した施設運営を行うため、虐待防止のための職員研修を実施するとともに、権利擁護・苦情解決・サービスの自己評価及び第三者評価等の取組による牽制機能を働かせ、虐待を発生させない取組を徹底する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅福祉を推進する拠点施設としての機能強化を図るとともに、自立支援協議会等の地域のネットワークに参画し、地域連携を図る。</li> <li>(2) 地域において就労が困難な知的障害者や夏季・冬季休暇の児童を対象とした文化活動や機能訓練等を実施する。</li> <li>(3) 障害者等から福祉に関する相談に応じ、情報の提供と助言、福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整等相談支援事業の充実に努めるとともに、相談支援が行えるスタッフの育成を図る。</li> <li>(4) 引き続き東広島市障害者緊急保護等居宅生活支援事業に参画する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) WEB研修、伝達研修等の職場研修を充実させ、職員の支援技術の標準化と専門性向上を図る。</li> <li>(2) 計画的に職員面談等を実施し、職員間の認識の共有と離職防止に努める。</li> <li>(3) 福祉職養成機関等に対し、積極的な実習生の受け入れや広報活動に取り組む。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域行事への積極的参加や施設行事を通じて、地域住民との交流を図る。また、ホームページを活用し、施設のオープン化に努める。</li> <li>(2) 地域貢献活動として、清掃活動への参加や地域啓発事業に参加する。</li> </ol>	

事業量目標

【松陽寮】

区 分		R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標
入 所 (定員148人)	1日平均	137.2人	136.4人	135.7人
	延人数	50,105人	49,800人	49,522人
日中活動支援	生活介護 (定員148人)	1日平均	137.2人	136.4人
		延人数	36,925人	36,700人
	生活介護(通所) (定員15人)	1日平均	12.7人	12.6人
		延人数	3,093人	3,100人
	合 計 (定員163人)	1日平均	149.9人	149.0人
		延人数	40,018人	39,800人
短期入所 (空床型12人)	1日平均	0.8人	1.0人	
	延人数	318人	370人	
日中一時支援	1日平均	0.8人	0.7人	
	延人数	322人	290人	
サービス等利用計画案作成		44件	105件	57件
継続サービス利用支援		305件	277件	344件

施設名	わかば療育園
基本方針	1 職員確保に努め、利用者本位の質の高い療育サービスの提供を行う。 2 発達障害児（者）が地域で安心して暮らせるための基盤づくりを推進する。 3 研修を効果的に実施し、支援スタッフの人材育成に努める。 4 在宅障害児（者）に多様な福祉サービスが提供できるように努める。 5 健全な施設経営を構築する。
重点事業	課題と取組内容
1 療育の充実  2 施設機能の強化  3 職員の育成  4 地域の在宅障害児（者）への支援  5 経営基盤の確立	(1) 利用者一人ひとりの障害特性とニーズに応じた支援を行うため、チームナーシングのあり方を検討する。 (2) 日中活動としての療育活動（個別活動・園外活動・保育等）の充実を図る。 (3) 科学的根拠のある療育を実践するための研究活動に積極的に取り組む。 (4) 利用者の人権を尊重した支援の取組を行うため、人権擁護委員会を毎月開催するとともに、職員に対する人権擁護研修を実施する。また、虐待防止のための職員研修を実施し、虐待防止対策を徹底する。 (5) 利用者の障害の重度化・多様化に対し、安全な医療を提供する。  (1) わかば療育園の発達障害に関するノウハウを効果的に活用し、医師及びコメディカルスタッフの養成に努めるとともに、各医療機関・学校等との連携を推進する。また、個別療育に加えて、集団療育を引き続き実施する。 (2) 保護者や学校等の他機関・多職種と連携し、利用者を取り巻く環境を包括的に支援していくことで、利用者の生活の質の向上を図る。 (3) よりよい医療を提供するために、多職種との協力体制を強化する。また、自己研鑽に励み、知識・技術の向上を目指す。 (4) 在宅の障害児（者）に質の高い医療、療育を提供するとともに、相談支援体制の充実強化を図る。 (5) 利用者の預り金については、ケース担当職員、課長等複数職員による内部けん制体制を確立し、適正な保管、処理等の管理を行う。  (1) 専門性の高いサービス提供のため、WEB研修や伝達研修等の職場研修と園内実践発表会を充実させる。 (2) 課内研修などの機会を通じて、理論・技術だけでなく、福祉に携わる施設職員としての自覚と成長、モラルの向上に努める。 (3) 各種会議、委員会を通して、チーム医療、チーム療育の重要性に対する理解を深める。 (4) 計画的に職員面談等を実施し、職員間の認識の共有と離職防止に努める。  (1) 短期入所利用者を中心とした家庭訪問を実施し、ニーズに沿った診療・評価及び療育が提供できるよう、包括的な支援体制づくりに取り組む。 (2) わかば療育園の移転に向けて、通所事業及び短期入所事業の新規利用者の開拓や需要の掘り起こしによる取組を行い、在宅重心児（者）の支援の充実を図る。  (1) わかば療育園の移転及び若草園、若草療育園の改修に向けて、施設間で協力体制を強化し、移転後円滑に運営できる体制に向けた協議を行う。 (2) 障害福祉サービス費の報酬算定基準に適した職員配置の維持に努める。 (3) 県の行う医療型障害児入所施設の機能強化及び療養環境改善に向けた施設整備事業に協力する。

事業量目標

【わかば療育園】

区 分		R 2年度実績	R 3年度見込	R 4年度目標
入 園 (50床)	1日平均	49.5人	49.3人	50.0人
	延人数	18,077人	18,007人	18,250人
医科外来	1日平均	53.8人	53.4人	54.0人
	延人数	13,082人	13,000人	13,122人
歯科外来	1日平均	8.2人	9.5人	8.5人
	延人数	224人	230人	222人
短期入所 (併設型5人)	1日平均	1.6人	1.4人	1.7人
	延人数	596人	544人	623人
日中一時支援	1日平均	0.0人	0.0人	0.3人
	延人数	0人	0人	107人
重心多機能事業(きらら) (定員5人)	1日平均	2.5人	2.3人	2.8人
	延人数	615人	560人	684人
障害児多機能事業(はみんぐ) (定員20人)	1日平均	13.8人	16.3人	17.0人
	延人数	3,527人	3,950人	4,131人
サービス等利用計画案作成		175件	125件	147件
継続サービス利用支援		96件	21件	10件

